

緊急通報システムと防火診断 セットで安心・安全 二刀流！

彦根市消防本部

毎年、全国では住宅火災による死者のうち65歳以上の高齢者が約7割を占めており、消防本部では、高齢者を火災から守るため、緊急通報システムを利用される方を対象に、高齢者世帯防火診断を実施しています。

防火診断では、消防職員がご自宅を訪問し、火気取扱状況や住宅用火災警報器・消火器などの設置・維持管理状況などを診断し、**住宅防火のアドバイスなどを無料**で行います。



診断日時 希望される日（平日の9時～16時・診断時間は約20分）

10年経ったら交換しましょう



防火診断で住宅用火災警報器を無償配付します！

彦根防火保安協会では、火災予防啓発活動の一環として、次の対象となる高齢者世帯等に無償で1個配付します（1世帯1回限り。）。

また、住宅用火災警報器の取付け支援も無料で行っています。

対象世帯（次の①②、いずれにも該当する場合）

- ① 緊急通報システム利用者で、防火診断を受けられた世帯
- ② 住宅用火災警報器が未設置（既設機器の故障・電池切れを含む。）の世帯

ぜひ、この機会に防火診断をお受けください！

防火診断を希望される方は、ウラ面を参照してください。

防火診断の申込方法

防火診断を希望される方は、下記の申し込み欄にご記入いただき、彦根市消防本部予防課まで申し込んでください。

電話番号 22-0332、FAX 番号 22-9427

高齢者世帯防火診断 申込書 兼 承諾書

高齢者世帯防火診断希望者 記入欄

住 所	氏 名	年 齢	世帯構成	住警器無償配付希望の有無
			独居 夫婦 その他	有 ※ ・ 無
連絡先（電話番号）	防火診断の希望日 （複数日可）		連絡事項等	

※ 住警器無償配付希望【有】とされた方（表面の**対象世帯**に該当）は、彦根防火保安協会住宅用火災警報器無償配付事業に申請したことになります。また、消防職員による住宅用火災警報器の取付け支援を利用される場合は、次の事項を承諾し、異議は一切申し立てないものとします。

【免責事項】

- 1 住宅用火災警報器の配布または取付け等に関して、天井面、壁およびその取付け等に必要部分の汚損、毀損等の責任を一切問いません。
- 2 住宅用火災警報器の配布または取付け等の支援後の住宅用火災警報器の保守管理等について、一切責任を問いません。
- 3 住宅用火災警報器の配布または取付け等の支援を実施した住宅において、火災により被害が発生しても一切責任を問いません。

消防本部から防火診断の日程調整などの電話をかけた場合、次の電話番号が表示されますので参考にしてください。

☎ 0749 - 22 - 0332 彦根市消防本部予防課